



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県法規集登載事項)

○ 規則

*109 和歌山県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則
(環境管理課)

規則

和歌山県規則第109号

和歌山県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年11月1日

和歌山県知事 木村 良樹

和歌山県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則
和歌山県公害防止条例施行規則(昭和47年和歌山県規則第57号)の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の3条を加える。

(石綿含有吹付け材)

第5条の2 条例第1条の2第9項に規定する規則で定める石綿を含有する吹付け材は、石綿をその重量の1パーセントを超えて含有する吹付け材とする。

(特定建築材料)

第5条の3 条例第1条の2第10項に規定する規則で定める建築材料は、石綿含有吹付け材とする。

(石綿排出等作業)

第5条の4 条例第1条の2第10項に規定する規則で定める作業は、次に掲げる作業とする。

(1) 次に掲げる建築物を解体する作業

ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物(以下「耐火建築物等」という。)で延べ面積が500平方メートル以上のものであって、特定建築材料の使用面積の合計が50平方メートル未満であるもの

イ 耐火建築物等で延べ面積が500平方メートル未満のもの又は耐火建築物等以外の建築物であって、特定建築材料が使用されているもの

(2) 次に掲げる建築物を改造し、又は補修する作業

ア 耐火建築物等で延べ面積が500平方メートル以上のものであって、改造又は補修の対象となる建築物の部分における特定建築材料の使用面積の合計が50平方

メートル未満であるもの

イ 耐火建築物等で延べ面積が500平方メートル未満のもの又は耐火建築物等以外の建築物であって、改造又は補修の対象となる建築物の部分に特定建築材料が使用されているもの

第6条中「第1条の2第9項」を「第1条の2第11項」に改める。

第20条の次に次の2条を加える。

(作業基準)

第20条の2 条例第35条の2の規定による作業基準は、別表第8の2のとおりとする。

(石綿排出等作業の実施の届出)

第20条の3 条例第35条の3第1項及び第2項の規定による届出は、別記第11号様式の2による届出書によりしなければならない。

2 条例第35条の3第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 石綿排出等作業の対象となる建築物の概要、配置図及び付近の状況

(2) 石綿排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要

(3) 注文者の氏名又は名称

(4) 届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡場所

(5) 下請負人が石綿排出等作業を実施する場合の当該請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

別表第8の次に次の1表を加える。

別表第8の2(第20条の2関係)

項	作業の種類	作業基準
1	第5条の4第1号に掲げる作業 (次項に掲げる作業を除く。)	<p>次に掲げる事項を遵守して、作業の対象となる建築物に使用されている特定建築材料の除去又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>(1)特定建築材料の除去を行う場所(以下「作業場」という。)を他の場所から隔離すること。</p> <p>(2)除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>(3)特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に石綿の粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の石綿を処理すること。</p>
2	第5条の4第1号に掲げる作業のうち 、人が立ち入ることが危険な状態の 建築物の解体作業その他特定建築材 料を除去することが著しく困難な解 体作業	作業の対象となる建築物への散水又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
3	第5条の4第2号に掲げる作業	<p>次に掲げる事項を遵守して、作業の対象となる建築物の部分に使用されている特定建築材料の除去、囲い込み若しくは封じ込め又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>(1)特定建築材料を除去するに当たっては、1の項の右欄の(1)から(3)までに掲げる事項を遵守すること。</p> <p>(2)特定建築材料の囲い込み又は封じ込めに当たっては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。</p>

別記第11号様式の次に次の1様式を加える。

別記第11号様式の2(第20条の3関係)

石綿排出等作業実施届出書

年 月 日

和歌山県知事

様

電話

番

住所(所在地)

郵便番号

届出者

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

(印)

石綿排出等作業を実施するので、和歌山県公害防止条例第35条の3第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

特 定 工 事 の 場 所		(特定工事の名称)		
石綿排出等作業の種類		和歌山県公害防止条例施行規則別表第8の2 1の項 解体作業 2の項 特定建築材料の除去が著しく困難な解体作業 3の項 改造・補修作業 (件)		
石綿排出等作業の実施の期間		自 年 月 日 至 年 月 日	※受理年月日	
特定建築材料の種類		石綿含有吹付け材	※整理番号	
特定建築材料の使用箇所		見取図のとおり	※審査結果	
特定建築材料の使用面積		m ²		
石綿排出等作業の方法		別紙様式のとおり	※備考	
考	石綿排出等作業の対象となる建築物の概要	耐火・準耐火・その他 延べ面積 m ² (階建)		
	注文者の氏名又は名称			
事項	届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡場所		(電話番号)	
	下請負人が石綿排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所		(電話番号)	

備考

- 1 本人(法人にあってはその代表者)が自署名する場合は、押印を省略することができる。
- 2 石綿排出等作業の対象となる建築物の部分の見取図を添付すること。見取図は、主要寸法及び特定建築材料の使用箇所を記入すること。
- 3 石綿排出等作業の方法については、別紙様式に所定の事項を記載の上、この届出書に添付して提出すること。
- 4 ※印の欄には、記載しないこと。
- 5 参考事項の欄に所定の事項を記載した場合は、この届出書をもって、和歌山県公害防止条例施行規則第 20 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する事項のうち石綿排出等作業の対象となる建築物の概要及び同項第 3 号から第 5 号までに規定する事項を記載した書類とみなす。
- 6 届出書及び見取図の用紙の大きさは、原則として日本工業規格 A4 とすること。

別紙様式

石綿排出等作業の方法

特定建築材料の処理方法	除去・囲い込み・封じ込め・その他
使用する資材及びその種類	
その他の石綿の粉じんの排出又は飛散の抑制方法	

備考

- 1 この様式は、石綿排出等作業ごとに作成すること。
- 2 使用する資材及びその種類の欄には、湿潤剤・固化剤等の薬液、隔離用のシート・接着テープ等の石綿排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。
- 3 その他の石綿の粉じんの排出又は飛散の抑制方法の欄には、和歌山県公害防止条例施行規則別表第8の2に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、散水の方法、囲い込み又は封じ込めの方法等を記載すること。
- 4 作業場の隔離状況を示す見取図を添付すること。この場合、見取図には主要寸法及び隔離された作業場の容量(m^3)を記入すること。

附 則

この規則は、平成17年11月1日から施行する。